

市立敦賀病院照明設備LED化整備事業
公募型プロポーザル募集要項

令和4年6月1日
市立敦賀病院 総務企画課

1 業務の目的及び趣旨

市立敦賀病院（以下「当院」という。）では、災害に備え電力需要を抑制するための設備更新を進めるとともに経費削減を図り環境負荷の軽減に寄与するため、既存照明設備の一部をLED照明に更新する事業を実施する。

導入にあたっては、事業者から優れたノウハウを生かした施工等に関する提案を受け、当院にとって最も優れていると考えられる事業提案を選定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

2 病院概要

(1) 名称

市立敦賀病院

(2) 住所

福井県敦賀市三島町1丁目6番60号

(3) 許可病床数

一般病床 330床、感染症病床 2床 合計 332床

(4) 敷地面積

17,965.18㎡

(5) 建物延面積

30,091.96㎡

（本館診療棟 12,067.92㎡）

（中央診療棟 3,223.29㎡）

（東診療棟 6,486.02㎡）

（北診療棟 8,314.73㎡）

3 事業概要

(1) 事業名称

市立敦賀病院照明設備LED化整備事業

(2) 事業実施場所

福井県敦賀市三島町1丁目6番60号 市立敦賀病院

(3) 基準対象台数

LED済箇所を除く照明ランプ数：6,856個

(4) 数量表

別紙「LED化対象照明リスト」のとおり

(5) 灯具・工事仕様

別紙「市立敦賀病院照明設備LED化整備事業に係る灯具・工事等仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(6) 契約方式

賃貸借契約 5年（60ヶ月）レンタル（設置工事費込）

※期間終了後、当院に無償譲渡されるものとする。

(7) 事業期間（予定）
令和5年2月1日から令和10年1月31日まで（5年間）

(8) 提案上限金額（5年間総額）
52,998,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

(9) 事業内容

- ① LED照明器具及び設置に必要な付属品一式の賃貸借
- ② LED照明器具及び設置に必要な付属品一式の取替工事等
- ③ 既存設備の撤去、運搬及び廃棄処分
- ④ 事業達成のために必要な現地調査及び確認等

4 参加資格要件

本プロポーザルへ参加する事業者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 福井県内及び敦賀市内において、指名停止期間中の者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者若しくはこれらの手続中である者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第2条第6号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている法人等でないこと。
- (6) (5)に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- (7) 病床200床以上の病院において、LED照明に関する導入実績があること。なお、導入実績とは、完成引渡し完了しているものを指す。

5 参加に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱い及び著作権

提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、当院は応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用することや、情報を漏らすことはない。

(3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(4) 当院からの提出書類の取扱い

当院が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

(5) 応募者の複数提案の禁止

応募者は1つの提案しか行うことができない。

(6) 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員は、ほかの応募者の構成員となることはできない。

(7) 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、当院と協議を行い、当院がこれを認めたときはこの限りではない。

(8) 提出書類の変更の禁止

応募者は、提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

(9) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、いかなる場合であってもその虚偽が発覚した時点で失格とする。

6 公募スケジュール（一覧）

内容	期間等
公募開始及び募集要項配布期間	令和4年6月1日(水)から 令和4年6月24日(金)午後5時まで
図面等閲覧	同上
現場見学会申込期間	令和4年6月1日(水)から 令和4年6月8日(水)午後5時まで
現場見学会	令和4年6月10日(金)
質問書の受付期間	令和4年6月1日(水)から 令和4年6月14日(火)午後5時まで
質問書の回答	令和4年6月17日(金)午後5時まで
参加表明書、資格確認書類 受付期間	令和4年6月1日(水)から 令和4年6月24日(金)午後5時まで
参加資格確認結果、 提案要請書通知	令和4年6月30日(木)まで
企画提案書受付期間	令和4年7月1日(金)から 令和4年7月15日(金)午後5時まで
提案審査会（プレゼンテーション）	令和4年8月上旬
審査結果通知	令和4年8月中旬
詳細協議、事業計画、現地調査等	令和4年8月中旬から令和4年9月末まで
賃貸借契約の締結	令和4年10月中旬
工事期間	令和4年10月中旬から令和5年1月末まで
事業実施期間	令和5年2月1日から令和10年1月31日まで

7 公募スケジュール（詳細）

7-1 募集要項の配布、図面等閲覧

(1) 配布、閲覧

募集要項及び関連資料の配布は、当院のホームページにて公表し、紙媒体での個別配付は行わない。

(2) 期間

令和4年6月1日(水)から令和4年6月24日(金) 午後5時まで

7-2 現場見学会

(1) 目的

本事業の実施に当たり、プロポーザルに参加を希望又は検討する事業者の方向けに、施設の状態を把握していただくため、現場見学会を開催する。

(2) 対象

本プロポーザルに参加を希望又は検討する事業者

(3) 申込

現場見学会に参加を希望する事業者は、「現場見学会参加申込書」(様式第1号)を電子メールにて送信すること。なお、電子メール送信の際の件名は、「市立敦賀病院照明設備LED化整備事業現場見学会参加申込書」と記載すること。

(4) 参加申込受付期間

令和4年6月1日(水)から令和4年6月8日(水) 午後5時まで

(5) 現場見学会日時、場所

① 日時 令和4年6月10日(金) 午前9時から午後5時

② 場所 福井県敦賀市三島町1丁目6番60号 市立敦賀病院

③ 詳細 そのほか詳細事項に関しては、別途見学会参加事業者に通知する。

(6) 注意事項

① 新型コロナウイルス感染症防止対策のため、参加人数は1社につき3名までとする。

② 見学会当日体調のすぐれない方は参加できない。

③ 事務局職員にて見学の立会いを行うが、当日の質疑応答はできない。また、当院施設関係者へのヒアリングも禁止する。

④ 建物内部の写真撮影は可とするが、写真のSNS等への投稿や二次利用は一切禁止とする。禁止する二次利用を確認した場合は、当該事業者は本プロポーザルに参加できない。

⑤ 現場見学会の参加の有無は、事業者選定審査における評価対象とならない。

7-3 質問書の受付期間及び回答

(1) 質問の方法

質問は、「質問書」(様式第2号)を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX及び持参等は不可とする。なお、電子メール送信の際の件名は、「市立敦賀病院照明設備LED化整備事業質問書」と記載すること。

(2) 受付期間

令和4年6月1日(水)から令和4年6月14日(火) 午後5時まで

(3) 質問への回答

回答は、提出された質問を取りまとめて、令和4年6月17日(金)午後5時までに当院ホームページにて公表することとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要項と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

7-4 参加表明書及び資格確認書類の提出

本募集要項、現場見学会及び関連資料等を確認の上、本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次による参加表明書及び資格確認に必要な書類を持参又は郵送する。

(1) 受付期間

令和4年6月1日(水)から令和4年6月24日(金) 午後5時まで

(2) 受付時間

前項(1)受付期間内における、当院開院日の午前9時から午後5時までに持参すること。なお、郵送により提出する場合はこの限りではない。

(3) 受付場所

市立敦賀病院 東診療棟4階 総務企画課施設管理係

(4) 参加表明時の提出書類

次の提出書類を提出すること。

① 参加表明書(様式第3号)

会社の代表者名にて、参加表明書を提出すること。

② グループ構成表(様式第4号)

グループでの応募の場合は、応募者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担(事業役割、施工役割、金融役割その他役割(分担名を記載すること))を明確にすること。また、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付すること。

③ 商業登記簿謄本

現に効力を有する部分の謄本で受付日前3ヵ月以内に発行されたものを綴じたものとする。

④ 過去3ヵ年分の決算書等

貸借対照表、損益計算書等の経営実績が分かる文書とすること。

⑤ 納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を各1通ずつ綴じたものとし、事業所が複数個所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

⑥ 事業実績一覧表(様式第5号)

様式に従い、次の項目を網羅した事業実績表を提出すること。また、それらを証明するためのものを添付すること。

- | | |
|---------|------------------------------|
| ア 事業件名 | 契約書上の正確な名称を記載すること。 |
| イ 発注者名 | 契約書上の正確な発注者名を記載すること。 |
| ウ 契約金額 | 消費税相当額を含む契約金額の月額及び総額を記載すること。 |
| エ 契約年月日 | 契約書上の正確な契約締結日を記載すること。 |
| オ 契約期間 | 契約開始日及び終了日を記載すること。 |
| カ 施設概要 | 施設の主な用途、構造及び規模面積等を記載すること。 |

- ⑦ 暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書(様式第6号の1)及び役員等氏名一覧表(様式第6号の2)

グループでの応募の場合は、応募者全ての構成員が提出すること。

7-5 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の確認結果は、令和4年6月30日(木)までに、電子メールにて通知する。送信先は、参加表明書(様式第3号)内実務担当責任者の電子メールアドレス宛とする。また、資格が確認された者については、本メールに併せて提案要請書を送付する。

7-6 企画提案書の提出

提案要請書が通知された応募者は、「8 企画提案書作成要領」に従い、企画提案書を作成し、当院へ持参又は郵送する。

(1) 受付期間

令和4年7月1日(金)から令和4年7月15日(金) 午後5時まで

(2) 受付時間

前項(1)受付期間内における、当院開院日の午前9時から午後5時までに持参すること。なお、郵送により提出する場合はこの限りではない。

(3) 提出書類

「8 企画提案書作成要領」による

(4) 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日までに提案辞退届(様式第7号)を当院に持参、郵送又は電子メールにて提出すること。

7-7 提案審査会(プレゼンテーション)

応募者からの企画提案書の内容を踏まえ、次のとおりプレゼンテーション方式による提案審査会を開催する。

(1) 日時

令和4年8月上旬(詳細日時については別途応募者に通知する。)

(2) 場所

市立敦賀病院 東診療棟4階 第1会議室(予定)

(3) 審査

別に定めるプロポーザル選定委員会が、施工方法、仕様機器、環境・安全性への配慮及び当院の経営への寄与等の観点から総合的な審査を行い、最優秀提案1者を選定する。なお、審査においては次の事項を重視する。

- ① 当院の計画通り事業実行が可能か、具体的に確認できること。
- ② 経費削減効果(メリット)が多いこと。
- ③ 既設の現地調査の精度を高めることについて、工夫又は独自の提案があること。
- ④ 病院施設の施工についての方法や配慮が十分なされていること。
- ⑤ LED化工事期間中の安全確保対策が十分なされていること。
- ⑥ 設置場所の特性に応じた灯具選定ができる提案であること。
- ⑦ レンタル期間中のLED照明の管理・保証について提案があること。
- ⑧ 廃棄物の処理・再利用計画が具体的かつ充分であること。

- ⑨ 十分な実績(当院の同規模以上の病院での施工実績及び施工件数等)があること。
- ⑩ 提案が全体としてバランスが良く優れていること。

(4) 審査の流れ

審査にあたっては、次の要領で行う。

- ① 提案者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、プロポーザル選定委員会において、あらかじめ前項の評価項目について事前評価を行い、原則上位3者がプロポーザルによる審査・評価を受けることができるものとする。
- ② プレゼンテーションの出席者は3名以内とする。
- ③ 応募者は企画提案書に基づき20分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、プロポーザル審査員による質疑応答を10分程度行う。
- ④ 審査の結果、審査員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、事業契約に向けての優先交渉権者とする。なお、合計評価点が同点の場合は、提示された賃貸借料がより廉価な応募者を優先交渉権者とする。
- ⑤ プレゼンテーションの際、応募者は必要に応じて当院が用意したプロジェクター、スクリーンを使用することができる。
- ⑥ 実際の照明設備を用いたデモンストレーションも可とする。

(5) 審査結果の通知

- ① 審査結果は応募者に文書で通知し、電話等による問合せには応じない。
- ② 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ③ 審査結果は、当院のホームページに掲載する。

(6) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- ② 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本募集要項に違反すると認められる場合

(7) 評価基準

評価基準は次のとおりとする。

No	審査項目	評価基準	配点
1	病院施設に関する実績	十分な実績(当院と同規模以上の病院での施工実績及び施工件数等)があるか。	15
2	事業実施スケジュール	事業期間、各種手続等の事業実施のスケジュールは妥当か。	15
3	使用機器	LED照明の選定は国の指針や各ガイドラインを満たしているか。また、公募要件に合致しているか。 病室利用者の癒しの空間に配慮されているか。	10
4	病院施設の施工に関する配慮	事業を円滑に遂行できる施工配慮や、入院患者や緊急患者に対する施工配慮はあるか。	15
5	施工範囲に関する配慮	病室や手術室内等、施工に制限が伴う箇所が対象にな	10

		っているか。また、それら箇所に関する施工方法や配慮があるか。	
6	施工後の管理、保証、保守	レンタル期間中のLED照明の管理、保証、保守について十分な提案があるか。	15
7	価格提案	10年間の経費削減効果（様式第10号の1）について、最高額を100点満点とし、それ未満の提案額については次の算定式により小数点以下第1位を四捨五入して算定する。 評価点 = 100点 × 提案額 / 最高額	100
8	全体のバランス	提案が全体としてバランスがとれているか。	10
9	独自提案	全体として独自のノウハウや当院にとってメリットの大きい独自の提案はあるか。	10
合計			200

8 企画提案書作成要領

(1) 構成

企画提案書の構成は、本要項第7-7項第7号の評価基準を順に網羅した内容として原則次のとおり作成し、企画提案書提出届（様式第8号）と併せて提出すること。

- ① 応募者の組織体制、経営状況、事業内容及びこれまでの病院施工実績に関する事
- ② 事業実施スケジュールに関する事
- ③ 使用機器に関する事
- ④ 施工に関する事
- ⑤ 施工後の管理、保守、保証に関する事
- ⑥ 価格提案に関する事
- ⑦ 経費削減効果に関する事
- ⑧ その他独自提案に関する事

(2) 一般事項

- ① 企画提案書は、紙媒体で10部（正本1部、副本9部）提出すること。
- ② 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、全てを横書きとする。なお、原則としてフォントはMS明朝体12ポイントで統一すること。
- ③ 企画提案書には、会社名、ロゴマーク等応募者を特定できる表示をすること。
- ④ 企画提案書は、A4版片面印刷で作成すること。なお、図表等A4版以外の様式については、A4版サイズに折り込むこと。
- ⑤ 各提案書類における消費税額及び地方消費税額は、10%とする。

(3) 特記事項

- ① 事業実施スケジュールに関する事
基本スケジュール等については、創意工夫している点があれば記載すること。
- ② 使用機器に関する事

詳細検討に基づき使用する機器の図、該当機器に関するエネルギー消費状況の評価内容、灯具仕様に基づいた内容説明、数値的根拠について記載すること。

③ 施工に関すること

工事施工にあたり、安全管理、工程管理等において特に重要と判断する事項及び品質管理、保険の補償、工事完了期限に関する内容を記載すること。特に病棟に関する施工の配慮などについて記載すること。また、既設設備撤去後の処理方法についても記載すること。

④ 事業費用に関すること

「価格提案書（様式第9号）」を作成し、企画提案書に添付すること。

⑤ 事業効果に関すること

「事業効果について（様式第10号の1）」を作成し、企画提案書に添付すること。作成にあたっては「LED化後電気料金算出表（様式第10号の2）」に基づき作成すること。

9 事業実施に関する事項

(1) 誠実な業務遂行

- ① 事業者は、募集要項、配布資料及び契約書に基づく諸条件に沿って、誠実に業務を遂行すること。
- ② 業務遂行にあたって疑義が生じた場合には、当院と事業者の両方で誠意をもって協議の上決定することとする。

(2) 当院と事業者との責任分担

① 基本的な考え方

提案が達成しないことによる損失は、原則として事業者が負担する。ただし、天災や経済状況、運営状況の大幅な変動など、事業者の責に帰さない合理的な理由がある場合はこの限りではない。

② 予想されるリスクと責任分担

当院と事業者の責任分担は、原則として次項の「表 予想されるリスクと責任分担」（以下「分担表」という。）によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議を行うものとする。

③ 契約の締結が困難となった場合における措置

優先交渉権者が詳細協議実施後、基本契約の締結が困難になった場合は、以下の措置を講ずるものとする。

ア 提案書と計画書の内容が大きく乖離した場合など、優先交渉権者の責により契約できない場合は、当院は優先交渉権者から、それまでに要した費用を請求することができるものとする。

イ 当院の指示により事業が中止された場合は、事業者はそれまでに要した金額を上限に、当院と協議のうえ合意した金額を請求できるものとする。なお、基本契約後に事業の継続が困難となった場合の措置については、契約書において定めるものとする。

表 予想されるリスクと責任分担

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		当院	事業者	
共通	募集要項の誤り	募集要項の記載事項に重大な誤りがあるもの	○	
	安全性の確保	設計・工事・維持管理における安全性の確保		○
	環境の保全	設計・工事・維持管理における安全性の確保		○
	制度の変更	税制の変更	○	
		法令・許認可の変更	○	○
	事業の中止・延期	当院の指示によるもの	○	
当院の不注意等による建設許可等の遅延によるもの		○		
計画・設計段階	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（設計費に対して影響のあるもののみを対象とする。）	○	○
	設計変更	当院の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示・判断の不備によるもの		○
応募コスト	応募コストの負担		○	
施工段階	第三者賠償	調査・工事施工における第三者への損害賠償義務		○
	不可抗力	天災等による設計変更・中止・延期	○	○
	物価の変動	急激なインフレ・デフレ（施工費に対して影響力のあるもののみを対象とする。）	○	○
	立入許可	合理的な事由によらない場合であって、必要な施設への立ち入り許可がおりない場合の事業未遂行	○	○
	設計変更	当院の提示条件、指示の不備によるもの	○	
		事業者の指示、判断の不備によるもの		○
	工事遅延	当院の責による工事遅延・未完工による引渡しの延期	○	
		事業者の責による工事遅延・未完工による引渡しの遅延		○
	工事費増大	当院の指示、承諾による工事費の増大	○	
		事業者の指示、承諾による工事費の増大		○
	性能	要求仕様不適合（施工改良を含む）		○
一時的損害	引渡し前に工事目的物に関して生じた損害		○	
	引渡し前に工事に起因し施設に生じた損害		○	
用地の確保	資材置場の確保		○	
関連支払	金利の変動	金利の変動		○
	支払遅延、不能	当院の責による支払いの遅延、不能によるもの	○	
計画・検証	設備不良	設備が所定の性能を達成しない場合		○
	電気料金単価の変動	電気料金単価の変動	○	
	エネルギーベースライ ンの調整	機器の使用状況、稼働率、運転管理方法の顕著な変更	○	
		上記以外の変動要因の場合	○	○
性能	要求仕様不適合（施工不良含む）		○	

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		当院	事業者
	仕様不適合による施設、設備への損害、当院の施設運営業務への障害		○

10 担当部署

〒914-8502 福井県敦賀市三島町1丁目6番60号

市立敦賀病院 総務企画課 施設管理係

電話 0770-21-1106 (直通) F A X 0770-22-6702

電子メールアドレス b-soumu@ton21.ne.jp